第五條　本組合ハ評議員會ニ於テ其執行機關トス組合ノ重要事項ヲ議決シ支部長長會ヲ以テ

第三章　事業

第六條　本組合ニ於テ直チニ實行スヘキ事業左ノ如シ

一、共同購買部

常分ノ間設立シ、各支部又ハ各工場ニ於テ自治的ニ之ヲ爲ス

一、必要ニ際シテハ本部ハ之カ援助ヲ爲ス

一、毎月一回機關紙部

發行シテ組合員ニ頒布ス

一、法律法律ニ關スル顧問部

組合員ノ權利ヲ擁護ス

一、購買部

生産者若クハ問屋ヨリ日用品ヲ直接購入シテ組合員ニ廉賣ス

一、但購買部ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

一、技術技術ニ關スル顧問部

組合員ノ疑問ニ應答シ其指導ニ任シ、技術ノ進歩ト能率ノ增進ヲ圖リ又時々見學ヲ實行シテ常識ノ涵養ニ增資ス

主義

勞働者ハ吾人ノ天職ナリ、國家正義ハ吾人ノ樓家ニ奉仕スルノ所生命ナリ、吾人ノ是信條アラント。

綱領

一、吾人ハ一致團結シテ吾人ノ地位ヲ改善シ、共同ノ利益ヲ保護增進セン事ヲ期ス

一、吾人ハ智ヲ磨勵シ德ヲ修メ人格ヲ向上セン事ニメ勞働者ノ眞價ヲ發揚シ、技ヲ磨イテ世界ニ無比ナル本邦特有ノ美術工藝ヲ發達セシム事ヲ期スル

一、友染美術工藝ニ親睦シ一致協力シテ相愛援助ノ目的ヲ貫徹セン事ヲ期ス

規約

名稱及目的

一、友染職工組合ト稱ス

一、友染美術工藝ニ親睦シ一致協力シテ相愛援助ノ目的ヲ貫徹セン事ヲ期ス

置ク

第一條　本組合ハ規約ヲ以テ組

員一ケ月金貳拾錢準員一ケ月金拾錢ヲ徴收ス

第十二條　會計理事ハ毎月起業資金並ニ組合費等ノ出納ヲ掌トリ、又組合ノ財産ニ屬スル金品ノ保管ニ任ス

第十三條　本組合經費ノ收支計算ハ毎年二回（六月十二月）之ヲ公告ス

第六章　組合員

第十五條　本組合ハ熟練工ヲ以テ正員トシ、女工並ニ徒弟工ヲ以テ準員トス

本組合員タラントスル者ハ規定ノ用式ニ從ヒ加入金並ニ組合費ヲ添ヘテ申込ミ員章ノ交付ヲ受クヘシ

但組合費ハ數ケ月分取纏メ前納スル事ヲ得

第十六條　組合員ニシテ脫退セントスル時ハ其理由ヲ記シ員章ヲ添ヘテ屆出ツヘシ

第十七條　組合員ノ發言權並ニ投票權ハ平等トス

又組合員ハ組合ノ事務執行ニ關シテ質問ヲ爲シ當該役員ノ認可ヲ得テ帳簿、書類ヲ閲覽シ、又ハ會計狀態ノ調査ヲ爲ス事ヲ得

第十八條　組合員ニシテ傭主ト爭議ヲ釀ス虞アル時ハ遲滯ナク順ヲ追テ組合長ニ通告シテ其指揮ヲ受クヘシ

第十九條　組合員ニシテ規約又ハ決議ニ違反シ若クハ本組合ノ名譽ヲ毀損シ、其他組合員タルノ本分ニ悖リタリト認ムル者アル時ハ理事會ノ決議ニヨリ之ヲ除名スル事アルヘシ

第七章　會議

第二十條　總會ハ毎年二回（　）定期ニ之ヲ開催シ會計並ニ業務ノ報告ヲ爲シ又組合ニ關スル大綱ヲ協議ス

但必要ニ際シテハ臨時ニ總會ヲ開催スル事ヲ得

第二十一條　評議員會ハ必要ニ際シ又ハ支部長半數以上ノ請求アリタル時組合長之ヲ召集ス

第二十二條　理事會ハ必要ニ應シテ組合長隨時之ヲ召集ス

第二十三條　會議ノ議長ハ開會ノ都度出席者之ヲ互選シ議事ノ決議ハ總テ多數決ニ據ル

但贊否同數ナル時ハ議長之ヲ決ス

雜則

第二十四條　支部ヲ設立シタル時ハ支部規約ヲ作リ組合長ノ承認ヲ得テ之ヲ遂行ス

第二十五條　本規約ハ評議會ニ於テ出席者以上贊成者アルニ非サレハ紊リニ改廢スル事ヲ得ス

以上

大正九年七月

支部說明

今回友染職工組合にては皆さんも豫て御承知の通り九支部に分ちて支部を置く事になりました、支部とは如何なる處でしよが、過去友染職工は一般社會の職工さんより不品行な方でありました樣に思はれます時勢の進歩につれられまして我々の品行も追々善くなりつゝあります、工場主は過去と同じ樣に吾々を取りあつかひまして、なんでも、組合の力に依り又近頃は京阪聯合とか大きな金力ある團結力に依て吾々の賃金工場移轉の際其他色々の事を決め樣としてゐます、こんなおそろしい不安な事はありません、そこで吾々は一個人一工場でいくらやかましく言た處でだめです吾々も大團結せなければ將來大なる不利益です其他組合員の共同の利益を圖る爲めに救濟購買部を設立する事になつています、色々の事故が出來ましして一々事務所迄で行くのは不便ですから區々に分ちて支部を置く事になりました、支部には看板を掲げ一ケ月參圓の家賃を事務所より支給し特に皆さんの便利を圖る處であります。

友染支部細則

第一條　支部には支部長一名、監事一名置くものとす、支部長は支部範圍に於て最も諸君が信賴する組合の爲に助力なす純職工より協同一致して選擧す任期は一ケ年として補缺の場合は次點者殘留期間を任す

本部より一ケ月金五圓支給す

第二條　監事は相當の年長者にて友染界に明るい人を同樣にて選擧す年期一ケ年とす名譽職として無給補缺の場合は次點者殘留期間を任す

支部長監事の職制

第三條　支部長は支部受持區內にて組合員移動ありたる場合は會員之章を調査なし證明し捺印すべし

會員之章なき職工は新入會者として入會金壹圓納付さすべし

但し一勘定は猶豫なす事あり、入會金は組合に納付すべし

第四條　常に事務員に命じ各支部本部と連絡をとり何時組合員より質問ありても之に答へ救濟購買會計人名簿を處理なし支部區內に紛爭ありたる時は監事に相談なし解決つかざる時は事務員に命じ各支部長組合長の應援を得て深切に組合員を保護すべし、事務員の巡回に捺印すべし、